

2021年7月30日

お客さま 各位

株式会社 **千葉銀行**

## 「電子装置使用による取引規定」改定のお知らせ

当行では、2021年8月10日より、定期預金・積立定期預金解約のお取扱方法を変更いたします。これに伴い、下記の規定を改定いたしますのでお知らせいたします。改定後の規定は、当行ホームページに掲載させていただきます。

### 記

#### 1. 改定日

2021年8月10日（火）

#### 2. 改定を行う規定

「電子装置使用による取引規定」

改定後の規定については、[こちら](#)をご覧ください。

#### 3. 改定の内容について

改定前	改定後
第1条～第2条（省略）	第1条～第2条（現行通り）
第3条（預金の払戻し、解約等） 預金の払戻し、解約、一部解約、書替継続するときは通帳を提出して、当行所定の電子装置に記名押印をしてください。 なお、普通預金及び貯蓄預金の場合並びに通帳の発行がない預金の場合は、ちばぎんキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提出したうえで当行所定の電子装置に記名及び暗証の入力をして利用できます。  （新設）	第3条（預金の払戻し、解約等） <u>（1）預金の払戻し、解約、一部解約、書替継続するときは通帳を提出して、当行所定の電子装置に記名押印をしてください。なお、普通預金及び貯蓄預金の場合並びに通帳の発行がない預金の場合は、ちばぎんキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提出したうえで当行所定の電子装置に記名及び暗証の入力をして利用できます。</u> <u>（2）総合口座取引の普通預金について発行したカードにより、総合口座の定期預金の払戻し、解約、一部解約をするときは、カード及び当該定期預金の通帳を提出したうえで当行所定の方法により当行所定の電子装置に記名及び暗証の入力をして利用できます。</u>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>          <p>第4条～第6条 ( 省 略 )</p>	<p>(3) <u>積立定期預金の振替指定口座である普通預金について発行したカードにより、当行所定の積立定期預金の払戻し、解約、一部解約をするときは、カード及び当該積立定期預金の通帳を提出したうえで当行所定の方法により当行所定の電子装置に記名及び暗証の入力をして利用できます。</u></p> <p>第4条～第6条 ( 現行通り )</p>

※上記は改定部分のみを記載しております。

以上